平成２４年（フ）第２２２号
大阪府高槻市北柳川町12番11号
債務者　淺原　正敬
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２８号
大阪府豊中市服部寿町２丁目２番５号
債務者　村嶋　　聰
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８号
大阪市中央区島之内２丁目５番33―601号
債務者　孫　　敬子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６号
大阪市西淀川区姫里１丁目24番16―911号
債務者　忠平　　治
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１号
大阪府茨木市主原町６番３―408号
債務者　横山　深雪
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５号
大阪市西成区天神ノ森２丁目７番19号　天神ノ森グリーンハイツ205
債務者　鈴木　時子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７号
大阪府枚方市走谷２丁目10番20―13号、前住所大阪府枚方市伊加賀西町２番２―503号
債務者　谷田美鶴代
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５号
大阪府茨木市耳原２丁目６番14号
債務者　中野かおり（旧姓藏本）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０６号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　救護施設フローラ、前住所大阪市東淀川区西淡路６丁目２番１―209号
債務者　藪内　美香（旧姓金銅）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９号
大阪市西成区山王１丁目８番14号
債務者　唐土　里美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０号
大阪市平野区瓜破２丁目１番16―306号
債務者　袖達　陽一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１号
大阪市西淀川区姫島２丁目７番２号
債務者　平尾かをる
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地29　ファミーユ南長崎211
債務者　山下　孝俊
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
長崎県長崎市金堀町40番16号　麓アパート101号
債務者　井上　由起
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
長崎県西海市大瀬戸町雪浦下釜郷60番地
債務者　浦里　　惠
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目５番54―11号
債務者　泊　　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０８号
鹿児島県鹿児島市中央町７番地３　武町市街地住宅503号
債務者　永田　辰美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4055番地　池田ビル605号
債務者　東　昭一郎
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係